

保証委託契約にかかる重要事項説明書

弊社賃貸保証サービスをご利用頂くにあたり、契約者及び連帯保証人(以下「お客様」という。)と締結する保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約の内容をご理解頂くために特にご確認頂きたい事項を、当書面に記載しております。ご契約前に必ず当書面をご一読頂き、内容をご確認下さいますようお願い申し上げます。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保証委託契約書に記載されております各条項をご確認下さい。

1.保証会社の名称、住所、登録番号、電話番号について

商号	株式会社アクシスコミュニティ	本社所在地	東京都台東区東上野2-18-22 S&Uビル5F
登録番号	国土交通大臣(1)第73号	登録年月日	令和2年1月30日
電話番号	03-6284-4670		

2.保証期間及び保証委託料について

(本契約条項 第2条1項) (本契約条項 第4条1項~3項)

保証期間	入居日(保証契約日)から退去明渡し日までとなります。
初回保証委託料	ご契約のプランに則って、以下の初回保証委託料を保証委託契約締結時にお支払い頂きます。
居住用プラン(更新あり)	保証委託契約書 兼 賃貸保証契約書表面に記載の金額
居住用プラン(初回のみ)	
事業所・店舗用プラン	
継続保証委託料	ご契約のプランに則って、以下の継続保証委託料を1年毎にお支払い頂きます。
居住用プラン(更新あり)	保証委託契約書 兼 賃貸保証契約書表面に記載の金額/年
事業所・店舗用プラン	月額賃料の10%(下限10,000円~上限50,000円)/年

3.中途解約について

(本契約条項 第4条4項)

中途解約	本契約の契約時、また本契約が保証期間の途中で終了する場合等、受領した初回保証委託料及び継続保証委託料は契約終了事由の如何を問わず返金には応じかねますのでご了承下さい。
------	---

4.保証の範囲及び保証限度額について

(本契約条項 第6条1項・2項) (本契約条項 第6条3項)

保証の範囲	弊社保証対象物件における月額賃料、管理・共益費、水道・電気料、駐車場料金、町内会費、振込手数料等(月額賃料以下は契約当初より賃料等を含む場合)、退去時の精算金など本契約書第6条1項及び2項記載の内容となります。(プランによる)
保証限度額	居住用 / 月額賃料等の2ヶ月分 事業所・店舗用 / 月額賃料等の6ヶ月分

5.違約金または損害賠償に関する定めについて

(本契約条項 第9条2項)

損害の賠償	弊社が賃貸人に立替払いをした場合は立替払いをした翌日より支払い済みまで年14.6%の割合による遅延損害金及び立替金の振込手数料と回収等に要した実費分を付して弊社にお支払い頂きます。
-------	--

6.求償権の行使・事前求償に関する事項について

(本契約条項 第9条2項) (本契約条項 第10条1項) (本契約条項 第10条2項)

求償権行使	お客様の家賃延滞により弊社が立替支払(代位弁済)をした場合は求償権が発生し、お客様には以下の額の金員につき弊社への支払義務が発生します。 (1)弊社が賃貸人様に支払った上記「保証の範囲」における額 (2)弊社が立替した翌日から年率14.6%の割合による遅延損害金 (3)上記(1)の支払に要した費用(振込手数料1回あたり700円(税別)を含む)
事前求償権	お客様について、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、保証債務の履行前にあらかじめ求償権を行使できるものとします。 (1)賃料等の一部でも履行を遅延したとき。賃料の支払について口座振替を利用している場合は当該振替日において賃料等が一部でも引落とされなかったとき (2)勤務先変更、連絡先変更、住所変更等の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由によってお客様が連絡不通・所在不明になったとき (3)仮処分、仮差押、強制執行または担保権の実行として競売の申立をうけたとき (4)支払いの停止ないし債務整理を開始したとき (5)破産、特別清算、民事再生、会社更生その他倒産手続開始の申立があったとき (6)前各号のほか求償権の保全を必要とする重大な事由が生じたとき

7.連帯保証人について

連帯保証人 無 ・ 有 ※左記、有に該当の場合は以下の確認をお願いします。(本契約条項 第20条6項及び7項)

連帯保証人	「連帯保証人あり」プランで個人の連帯保証人様は以下の事由の確認をお願いします。
極度額	極度額については賃貸借契約書及び本契約書に極度額の記載がある事を確認し、金額に相違がないかご確認の上、実印の捺印をお願いいたします。
契約締結時の情報提供義務	事業・店舗用の債務について個人の連帯保証人に依頼する場合は、借主様の財産や収支の状況、主債務以外の債務金額や履行状況等に関する情報を提供する義務が発生します。

上記重要事項説明について、説明を受けた上、その内容について理解しました。
上記「保証委託契約にかかる重要事項説明書」に同意の上、下記に署名致します。

記入日	年 月 日
お客様 ご署名欄	(ご本人様直筆で署名をお願い致します。)

~ 不動産会社様へ ~

※本書のコピーをお客様へお渡し頂き、原本は「保証委託契約書 兼 賃貸保証契約書(アクシスコミュニティ控え)」と合わせて弊社までご郵送をお願い致します。

株式会社 アクシスコミュニティ
〒110-0015 東京都台東区東上野2-18-22 S&Uビル5F
TEL:03-6284-4670 TEL:050-3488-8639

保証委託契約にかかる重要事項説明書

弊社賃貸保証サービスをご利用頂くにあたり、契約者及び連帯保証人(以下「お客様」という。)と締結する保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約の内容をご理解頂くために特にご確認頂きたい事項を、当書面に記載しております。ご契約前に必ず当書面をご一読頂き、内容をご確認下さいますようお願い申し上げます。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保証委託契約書に記載されております各条項をご確認下さい。

1.保証会社の名称、住所、登録番号、電話番号について

商号	株式会社アクシスコミュニティ	本社所在地	東京都台東区東上野2-18-22 S&Uビル5F
登録番号	国土交通大臣(1)第73号	登録年月日	令和2年1月30日
電話番号	03-6284-4670		

2.保証期間及び保証委託料について

(本契約条項 第2条1項) (本契約条項 第4条1項~3項)

保証期間	入居日(保証契約日)から退去明渡し日までとなります。
初回保証委託料	ご契約のプランに則って、以下の初回保証委託料を保証委託契約締結時にお支払い頂きます。
居住用プラン(更新あり)	保証委託契約書 兼 賃貸保証契約書表面に記載の金額
居住用プラン(初回のみ)	
事業所・店舗用プラン	
継続保証委託料	ご契約のプランに則って、以下の継続保証委託料を1年毎にお支払い頂きます。
居住用プラン(更新あり)	保証委託契約書 兼 賃貸保証契約書表面に記載の金額/年
事業所・店舗用プラン	

3.中途解約について

(本契約条項 第4条4項)

中途解約	本契約の契約時、また本契約が保証期間の途中で終了する場合等、受領した初回保証委託料及び継続保証委託料は契約終了事由の如何を問わず返金には応じかねますのでご了承下さい。
------	---

4.保証の範囲及び保証限度額について

(本契約条項 第6条1項・2項) (本契約条項 第6条3項)

保証の範囲	弊社保証対象物件における月額賃料、管理・共益費、水道・電気料、駐車場料金、町内会費、振込手数料等(月額賃料以下は契約当初より賃料等を含む場合)、退去時の精算金など本契約書第6条1項及び2項記載の内容となります。(プランによる)
保証限度額	居住用 / 月額賃料等の2ヶ月分 事業所・店舗用 / 月額賃料等の6ヶ月分

5.違約金または損害賠償に関する定めについて

(本契約条項 第9条2項)

損害の賠償	弊社が賃貸人に立替払いをした場合は立替払いをした翌日より支払い済みまで年14.6%の割合による遅延損害金及び立替金の振込手数料と回収等に要した実費分を付して弊社にお支払い頂きます。
-------	--

6.求償権の行使・事前求償に関する事項について

(本契約条項 第9条2項) (本契約条項 第10条1項) (本契約条項 第10条2項)

求償権行使	お客様の家賃延滞により弊社が立替支払(代位弁済)をした場合は求償権が発生し、お客様には以下の額の金員につき弊社への支払義務が発生します。 (1)弊社が賃貸人様に支払った上記「保証の範囲」における額 (2)弊社が立替した翌日から年率14.6%の割合による遅延損害金 (3)上記(1)の支払に要した費用(振込手数料1回あたり700円(税別)を含む)
事前求償権	お客様について、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、保証債務の履行前にあらかじめ求償権を行使できるものとします。 (1)賃料等の一部でも履行を遅延したとき。賃料の支払について口座振替を利用している場合は当該振替日において賃料等が一部でも引落とされなかったとき (2)勤務先変更、連絡先変更、住所変更等の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由によってお客様が連絡不通・所在不明になったとき (3)仮処分、仮差押、強制執行または担保権の実行として競売の申立をうけたとき (4)支払いの停止ないし債務整理を開始したとき (5)破産、特別清算、民事再生、会社更生その他倒産手続開始の申立があったとき (6)前各号のほか求償権の保全を必要とする重大な事由が生じたとき

2020年4月1日より確認必須事項となります。

7.連帯保証人について

連帯保証人 無 有 ※左記、有に該当の場合は以下の確認をお願いします。(本契約条項 第20条6項及び7項)

連帯保証人	「連帯保証人あり」プランで個人の連帯保証人様は以下の事由の確認をお願いします。
極度額	極度額については賃貸借契約書及び本契約書に極度額の記載がある事を確認し、金額に相違がないかご確認の上、実印の捺印をお願いいたします。
契約締結時の情報提供義務	事業・店舗用の債務について個人の連帯保証人に依頼する場合は、借主様の財産や収支の状況、主債務以外の債務金額や履行状況等に関する情報を提供する義務が発生します。

上記重要事項説明について、説明を受けた上、その内容について理解しました。
上記「保証委託契約にかかる重要事項説明書」に同意の上、下記に署名致します。

記入日	● 年 ● 月 ● 日
お客様ご署名欄	● ● ● ● (ご本人様直筆で署名をお願い致します。)

株式会社 アクシスコミュニティ
〒110-0015 東京都台東区東上野2-18-22 S&Uビル5F
TEL:03-6284-4670 TEL:050-3488-8639

※本書のコピーをお客様へお渡し頂き、原本は「保証委託契約書 兼 賃貸保証契約書(アクシスコミュニティ控え)」と合わせて弊社までご郵送をお願い致します。